

三重紡績成立前史

— 三重紡績所 —

一 序

本稿においては、三重紡績の近代企業としての成立前史として三重紡績所の歴史をとりあげるものであり、したがって、まず三重紡績の歴史がどのような意味において問題になるのかについて触れ、次に三重紡績所の歴史が三重紡績の近代企業としての成立前史としてとり上げられる理由について述べなければならない。

第一の問題については、三重紡績の歴史は、わが国における近代企業発生史に属するものとして、関心の対象になることができる。このことについて、説明す

ることとする。

藤 津 清 治

近代企業は、商品を生産し・販売することによって利益を追求する私企業として、理解される。わが国において、近代企業が主として発生した時期は、明治一〇年代に求められる。そして、近代企業の興隆は、明治二〇年代以後にみられたということが出来る。ところで、近代企業の発生・興隆の内容は、近代企業としての先駆企業の成立・近代企業の盛んな成立として、理解される。この場合、成立の指標としては、工場生産の開始が挙げられる。

しかし、近代企業発生史は、近代企業としての先駆企

業の成立史のみにつきるものではない。このことは、近代企業の内容と関連する。さて、明治期における近代企業は、利益を追求するために、基本的には労働力・設備・材料に資本を投下した。ここでは、利益は、投下資本が売上高から費用として回収された残りとして、理解されなければならないはずである。しかし、それにもかかわらず、設備の主要なものをなす機械・装置・建物・構築物に投下された資本が、減価償却費を損益計算に計上することによって、売上高から回収されるようになったのは、明治三〇年代に入ってからのことであつた。すくなくとも、明治二〇年代末までの近代企業においては、機械・装置・建物・構築物に投下された資本は、減価償却費つまり費用として、売上高から回収されなかったのである。さて、労働力・設備・材料に投下された資本が費用として売上高から回収されるとき、残りとしての利益はこのような資本投下の結果として、また営業利益として理解される。近代企業は、基本的には、労働力・設備・材料に資本を投下することによって商品の生産・販売活動つまり営業活動を行うからである。機械・装置・建物・構築物に投下された資本が減価償却費とし

て売上高から回収されない場合の利益は、これが真正の営業利益ではないという意味において、それを括弧付の営業利益つまり「営業利益」として示すことができる。ところで、明治期の近代企業は、総資本の一部を他企業への貸付(預金を含む)・国債の購入・株式取得に充てることがあつた。これらの資本投下の結果は、受取利子・有価証券利子・受取配当金であり、営業利益あるいは「営業利益」とともに総利益あるいは「総利益」を形成する。前者すなわち総利益は、総資本の投下による真正の結果である。ところで、総資本は、これをその調達源泉についてみる場合、自己資本と他人資本とから成る。明治期の近代企業においても、このような資本構成が一般的なことであつたことは、いうまでもない。他人資本に対しては、借入金利子・受取手形割引料・社債利子などから成る広義の支払利子が、総利益あるいは「総利益」のうちから支払われた。このような支払による総利益あるいは「総利益」の残りは、当期純利益あるいは「当期純利益」となる。そして、「当期純利益」および当期純利益は、いずれも明治期の近代企業において行われた損益計算における最終利益として理解されるのである。

(3) 三重紡績成立前史

る。⁽³⁾したがってまた、同期における近代企業の目的は、可能なかぎり多額の「当期純利益」あるいは当期純利益を獲得することにあつたといふことができる。なお、当期純利益は、自己資本に対する総利益の分け前として理解される。このようにして、可能なかぎり多額の当期純利益を獲得するという企業目的は、それが自己資本利益率(当期純利益÷自己資本×100)を可能なかぎり高めることにあるとすることによって、より適切に表現されることになる。さて、すでに述べたように、すくなくとも明治の二〇年代末までの近代企業においては、機械・装置・建物・構築物に投下された資本は、減価償却費として売上高から回収されることがなかった。したがって、このような企業が追求する利益は、「当期純利益」であつて、自己資本に対する真正の分け前としては理解されえない。近代企業は、その目的が可能なかぎり多額の当期純利益を獲得すること、より適切な表現としては自己資本利益率を可能なかぎり高めることに求められるようになったとき、はじめて確立したものとして理解されなければならぬ。ところで、近代企業のこのような確立は、機械・装置・建物・構築物に投下された資本が減価償却費

として売上高から回収されるようになったことに由来する。より具体的にいえば、貨幣額で示された機械・装置・建物・構築物について、つまり資産としての機械・装置・建物・構築物について、減価償却費が損益計算に計上されるようになったことに由来する。このような事情から、近代企業の確立に関する指標は、企業目的が自己資本利益率を可能なかぎり高めることに求められるようになったことにみられるのであるが、直接的な指標としては、資産としての機械・装置・建物・構築物について、減価償却費が損益計算に計上されるようになったことに求められる、ということができる。さて、近代企業の確立については、近代企業の発生・展開が理解される。この場合、発生・展開の内容は、先駆企業の確立・減価償却費の損益計算への計上が近代企業の間に広くひろがつていくこととして、示される。このようにして、近代企業発生史は、先駆企業の成立史および確立史の両者を包含することとなるのである。

さて、三重紡績は、明治一九年（一八〇六）六月三日三重県三重郡四日市早船（現在の四日市市に属す）に「三重紡績会社」として創立された。三重紡績会社は、

同年七月一日三重紡績所を買収するとともに、これを同社の川島工場とし、同工場のみで同日から営業を開始した。ここに、三重紡績会社は、近代企業として成立したわけである。その後、三重紡績会社は、明治二十六年（一八九三）一〇月社名を三重紡績株式会社と改称した。三重紡績株式会社は、明治三二年（一八九九）上半期（一月―六月）において、設備資産のうちの機械に関する減価却費として、「機械代償却金」を損益計算に計上することを開始した。さらに、同社は、明治三七年（一九〇四）下半期（七月―十二月）において、その設備資産の主要なものである機械・建物・構築物に関する減価却費として、「機械及建物償却金」を損益計算に計上することを開始した。ここに、同社は近代企業として文字通り確立したわけである。⁽⁴⁾

三重紡績株式会社は、近代企業の確立についても、先駆企業に属するということができる。ところで、機械産業に属する企業においては、一般に、機械が設備の中心をなすとともに、機械の価額が設備資産のもっとも大きな部分を占めるということができる。このような意味において、機械について減価却費が計上されることは、

近代企業の確立に準ずる事態を示すものとして、理解される。このような事態をも考慮する場合、三重紡績株式会社は、近代企業の確立について、少数の先駆企業に属するといえることができる。

これまで述べてきたことから、三重紡績は、近代企業の成立について先駆企業に属するとともに、近代企業の確立についても、先駆企業に属するといえることができる。しかも、同社のような企業は、少数であるといつてさしつかえない。ことに、近代企業の確立に準ずる事態をも考慮する場合、同社のような企業は極めて少数であるといえることができる。

以上、三重紡績の歴史がわが国近代企業発生史に属するものとして関心の対象となる理由について、述べた。次に、第二の問題、すなわち三重紡績所の歴史が三重紡績の近代企業としての成立前史として問題になる理由について、述べることにする。すでに明らかにしたように、三重紡績会社は、明治一九年（一八〇六）六月三日に創立され、同年七月一日三重紡績所を買収するとともに、これを同社の川島工場とし、同工場のみで同日から営業を開始したのである。三重紡績所の歴史が三重紡績の近

(5) 三重紡績成立前史

代企業としての成立前史として問題になる理由は、このような事情に求められるわけである。

さて、三重紡績所の歴史としては、起業発企から近代企業としての同紡績所の成立までの過程、および同紡績所成立後の営業状況を取り上げなければならない。しかし、紙数の関係から、本稿においては前者についてのみに述べることにする。

(1) 賃金・給料は、労働が行われた後に支払われる。そのかぎりにおいて、労働に資本が投下されるということができる。しかし、賃金・給料の支払契約は労働が行われる前になされることから、労働力に資本が投下されるという表現を用いた。

(2) 設備に属するものとしては、機械、装置、建物、構築物、工具・器具・備品を挙げることができる。

(3) 「当期純利益」の実際上の算出方式としては、売上高と受取利子・有価証券利子・受取配当金との和と、労働力・材料に投下された資本のうち費用化されたものと広義の支払利子との和との差を求める方式がとられた。また、当期純利益の実際上の算出方式としては、売上高と受取利子・有価証券利子・受取配当金との和と、労働力・設備・材料に投下された資本のうち費用化されたものと広義の支払利子との和との差を求める方式がとられた。しかし、

「当期純利益」および当期純利益の算出は、理論的には、本文において述べたように行われる。

(4) 三重紡績会社定款 明治一九年六月。

三重紡績会社創立規約 明治一九年六月。

明治一九年^{七月一日}至^{十二月三十一日} 第一回半期営業 附属川島工場

益金処分案説明。

臨時株主総会要件録 明治二六年一〇月 三重紡績会社。

三重紡績株式会社定款 明治二六年一〇月。

第二六回営業報告書 明治三二年一月―六月 三重紡績

株式会社。

第三七回営業報告書 明治三七年七月―十二月 三重紡

績株式会社。

二 近代企業としての三重紡績所の成立

ここでは、起業発企の経過、および工場建設開始から生産開始までの過程を取り上げるのであるが、前者すなわち起業発企の経過から述べることにする。

まず、起業発企と密接な関係をもった政府の紡績企業育成策について、述べることにする。明治政府は、近代企業としての紡績企業の設立を奨励するため、明治一一年（一八七八）官営の模範紡績工場を綿産地である愛知県および広島県に設置する計画を立て、同年二、〇〇〇

錘紡績機械二基をイギリスに注文した。そして、これに続いて、政府は、近代企業としての紡績企業を育成するため、起業基金の一部をもって二、〇〇〇錘紡績機械二〇基を購入し、これを無利子一〇ヶ年賦で民間に払い下げることを、明治十二年(一八七九)に決定した。二〇基のうち一〇基は、イギリスに注文された。他の一〇基については、その製作が工部省に委託された。⁽²⁾

ところで、政府が近代企業としての紡績企業の育成策をとった直接の原因は、綿糸布の輸入額が多額であったこと、近代企業としての紡績企業の数および錘数が僅少であったことに求められる。例えば、明治九年(一八七六)および一〇年(一八七七)における総輸入額・綿糸布の輸入額・前者のうちに占める後者の割合は、次の通りであった。⁽³⁾ すなわち、明治九年(一八七六)においては、二二、九六四、〇〇〇円・九、〇五九、〇〇〇円・三七%、同一〇年(一八七七)においては、二七、四二〇、〇〇〇円・八、二七九、〇〇〇円・三〇%であった。また、明治十一年(一八七八)末現在において営業を行なっていた近代企業としての紡績企業およびその錘数は、次の通りであった。⁽⁴⁾ 鹿児島紡績所(慶応三年—一八六七

—生産開始、所在地は現在の鹿児島市吉野町磯に当る)の錘数は、ミュール精紡機(mule frame)六台一、八四八錘(一台三〇八錘)・シユロツスル精紡機(chrostle frame)三台一、八〇〇錘(一台六〇〇錘)計三、六四八錘であった。堺紡績所(明治三年—一八七〇—生産開始、所在地は現在の堺市戎島町に属す)の錘数は、ミュール精紡機四台二、〇〇〇錘(一台五〇〇錘)であった。鹿児島紡績所(明治五年—一八七二—生産開始、所在地は現在の東京都北区滝野川に属す)の錘数は、リング精紡機(ring frame)四台五七六錘(一台一四四錘)であった。明治十二年(一八七九)末現在において営業を行なっていた近代企業としての紡績企業は、以上の三企業であった。そして、これら三企業の錘数合計は、六、二二四錘となるのである。

すでに述べたように、政府は、明治十二年(一八七九)二、〇〇〇錘紡績機械二〇基を購入して民間に払い下げることを決定した。そして、二〇基のうち一〇基はイギリスに注文された。三重紡績所は、政府がイギリスに注文した一〇基のうちの一基を払い下げられ、近代企業として成立したのである。ところで、一〇基の購入価格は

(7) 三重紡績成立前史

二二九、四五四・一八円であつた。⁽⁵⁾また、一〇基が払い下げられることによつて設置されることになった企業名・払い下げ基数・企業所在地・払い下げの年月は、次の通りであつた。⁽⁶⁾島田紡績所・一基・静岡県・明治一三年(一八八〇)一月、三重紡績所・一基・三重県・明治一三年一月、遠州紡績所・一基・静岡県・明治一四年(一八八二)一月、下村紡績所・一基・岡山県・明治一四年一月、玉島紡績所・一基・岡山県・明治一四年一月、市川紡績所・一基・山梨県・明治一四年三月、豊井紡績所・一基・大阪府・明治一四年三月、長崎紡績所・一基・長崎県・明治一四年三月受取人出京中、佐賀物産会社・一基・佐賀県・明治一四年五月、下野紡績所・一基・栃木県・明治一四年九月。なお、払い下げの年月は、紡績機械の受取人が出京し、政府に対して受取手続を完了した年月を意味する。

次に、起業発企の経過について、述べることにする。

明治一三年(一八八〇)二月、三重県三重郡室山村(現在の四日市市に属す)⁽⁷⁾居住の平民伊藤伝七(九代)および同村居住の平民伊藤小左衛門は、さきに政府がイギリスに注文した二、〇〇〇錘紡績機械一基の払い下げ

を、三重県令岩村定高を通じて内務省に出願した。願書の主旨は、現在までに国内の紡績所について事業の内容・利益の見込み等を調査した結果、ほぼ営業可能の見込みがついたことを述べ、無利子一〇ヶ年賦による紡績機械の払い下げを要望するとともに、紡績所の建設については未経験であるため、動力機である水車の運転に必要な水利に関する測量・建築・水車を含む機械の据え付けなどについて指導監督を受けることを希望したものであつた。⁽⁸⁾

紡績機械の払下出願者の一人伊藤伝七(九代)は、出願当時家業の酒造業を営んでいた。また、他の一人伊藤小左衛門は、伊藤伝七の従兄弟に当り、製糸・製茶・醤油醸造などの事業を経営していた。ことに、彼はわが国最初の生糸輸出業者であつたといわれている。⁽⁹⁾なお、すでに述べた紡績機械払下願書の主旨と関連して、三つのことに触れることとする。第一は、国内紡績事業の調査に関するものである。この調査は、伊藤伝七が鹿島紡績所を訪ね、同紡績所の経営者鹿島万平から紡績事業について教示を受けたこと、および伊藤伝七の長男伝一郎が堺紡績所において紡績作業を習得するとともに会計につ

いても研究したことを、意味すると思われる。第二は、水利の測量・建築・機械の据え付けなどについての政府による指導監督に関するものである。明治十三年（一八八〇）当時、政府は、民間の紡績起業に対してこのような指導監督の援助を行うことを、その方針としていたのである。⁽¹¹⁾ 第三は、動力機として水車を使用することに関するものである。動力機に水車を採用することもまた、政府の方針であった。⁽¹²⁾

さて、紡績機械の払い下げが出願された翌月、すなわち明治十三年（一八八〇）三月二十四日付をもって、内務卿松方正義から三重県令岩村定高宛に払下許可の指令が発せられた。指令の趣旨は、二、〇〇〇錘紡績機械一基を無利子一〇ヶ月賦をもって払い下げることに、年賦返納は機械が払い下げられた年から開始すべきこと、払い下げに関する詳細は内務省勧農局に一応照会すべきこと、というものであった。この指令の趣旨は、同年四月一日付をもって県令から出願者に通達されたのである。⁽¹³⁾

紡績機械の払い下げが許可されたため、改めて起業に対する政府の援助を請う願書が、明治十三年（一八八〇）四月一七日付をもって、伊藤伝七から岩村三重県令

に提出された。この願書は、すでに述べた水利の測量・建築・機械の据え付けなどについて政府の援助を請うこと、および当時建設中の官営愛和紡績所が機械の据え付けに着手し次第職工見習を同紡績所へ派遣することを許可されたいことを、主な内容とするものであった。すでに述べたように、政府は、明治十一年（一八七八）官営の模範紡績工場を愛知県および広島県に設置する計画を立て、同年二、〇〇〇錘紡績機械二基をイギリスに注文した。この紡績機械一基が愛知紡績所（愛知県）に導入されることになったわけである。さて、右の願書提出に対し、明治十三年（一八八〇）九月二日、岩村県令代理三重県大書記官下山尚より伊藤伝七宛に通達があった。⁽¹⁴⁾ 通達には、水利の測量については、内務省の勧農局員を派遣すること、職工見習については、愛知紡績所が生産を開始したのちには、これを同紡績所に受け入れること、見習期間は凡そ一〇ヶ月を要すること、などが述べられていた。建築・機械の据え付けについての指導監督者の派遣については、触れられていなかった。尤も、三重紡績所の建設においては、この指導監督者が派遣されたのである。これについては、後に述べることにする。

(9) 三重紡績成立前史

さて、伊藤伝七らの起業発企の動機について、みることにする。伊藤伝七の起業発企動機に関連する記録としては、次の文章を挙げることができる。「抑モ当業（三重紡績所―藤津）創設タルヤ綿産ハ本県（三重県―藤津）下固有ノ一大物産ニ有之候処近來舶来ノ綿糸夥多ニシテ且廉価ナルヨリ一般之ヲ購求使用スルモノ漸次増加シ固有ノ産綿モ之カ為メ大ニ影響ヲ来シ逐年其産額ヲ減少シ之ヲ既往ニ照シ將來ヲ推考スルトキハ数年ヲ出テスシテ著シキ衰頹ヲ来スヘキハ理ノ正ニ見易キモノニシテ是ヲ挽回スルハ紡績機械ヲ措テ他ニ方策ナキモノト確信シ……」たことによると。この文章の意味は、次のように理解される。三重紡績所を創設した理由は、次のことにあった。すなわち、三重県は綿花の生産地であるが、明治一三年（一八八〇）の数年前から外国産の価格の安い綿糸が多量に輸入され、この綿糸を購入使用する者が次第に増加した。このため、本県における綿花の生産額は年々減少したのである。このような事態から、綿花の生産は数年のうちに著しく衰退することが容易に推測された。綿花の生産を外国綿糸輸入前の状態にかえすためには、洋式紡績機械を導入することによって、綿糸の生

産を開始する以外に方策はないと確信したことにあった。このことから、伊藤伝七の起業発企の動機は、三重県における綿花生産の衰退を防止し、綿花生産を外国綿糸輸入前の状態にかえすことと営利とを両立させることにあった、ということが出来る。外国産の綿糸布の輸入によって三重県の綿花生産が受けた影響は、例えば、明治一〇年（一八七七）における綿花生産額が二、四九三、六六二斤であったのに対して、明治一一年（一八七八）のそれは五三八、五〇四斤減の一、九五五、一五八斤となったことに現われているとされている。⁽¹⁷⁾伊藤小左衛門の起業発企の動機もまた、伊藤伝七のそれと同一であったと推測してよいであろう。

起業発企に続くものは、工場建設開始から生産開始までの過程である。これについて、述べることにする。

明治一三年（一八八〇）一月四日付をもって、内務省勧農局から伊藤伝七外一人（外一人は伊藤小左衛門⁽¹⁸⁾）に対して、紡績機械が横浜に到着した旨の通達があった。紡績機械受取のため出京したのは、伊藤伝七の長男伝一郎であった。⁽¹⁹⁾紡績機械が払い下げられたのは、明治一三年（一八八〇）一月二八日のことであった。⁽²⁰⁾この払い

下げの年月日は、伊藤伝一郎が勸農局において紡績機械の受取手続を完了したそれを意味するものとして、理解される。紡績機械は、五〇〇鍾ミュール精紡機四台(二、〇〇〇鍾ミュール精紡機一基)を中心とするものであった。⁽²¹⁾紡績機械の払下代金は、二二、四一六・三一円であった。⁽²²⁾

紡績所の建設地が三重県三重郡川島村(現在の四日市市に属す)⁽²³⁾と決定されたのは、紡績機械が払い下げられた月と同じく、明治一三年(一八八〇)十一月のことであった。同月、内務省勸農局の石河正竜は、三重郡菰野村(現在の三重郡菰野町に属す)⁽²⁴⁾および川島村の水利測量を行なった結果、川島村の水利よりも菰野村のそれが勝ることを認めたが、伊藤伝七の主張により、川島村が建設地と決定されたのである。⁽²⁵⁾

水路の建設および建築は、紡績所の建設地が決定されると同時に、明治一三年(一八八〇)十一月から開始され、翌一四年(一八八一)一二月にはほぼ竣工した。これの指導監督者は、平野一郎であった。平野は、一三年(一八八〇)から一四年(一八八一)四月までは内務省勸農局に勤務していたが、一四年(一八八一)四月農商

務省が設置されて勸農局の所管事項が同省に移管されるとともに、農商務省工務局に転動した。職工見習一三人ないし一四人が愛知紡績所へ派遣されたのも、一四年(一八八一)一二月頃のことであったと推測される。愛知県額田郡大平村(現在の岡崎市に属す)所在の愛知紡績所が生産を開始したのは、一四年(一八八一)一二月のことであったからである。機械の据え付けは、一五年(一八八二)三月から開始された。これの指導監督者は、石川正竜であった。石川も平野と同様、農商務省が設置されるまでは勸農局に勤務していたが、同省設置とともに、工務局に転動した。横須賀造船所に注文されていた水車(三〇馬力)⁽²⁶⁾が紡績所に到着したのは、機械の据え付けが開始された後のことであった。そして、一五年(一八八二)九月に至り、漸く生産が開始されたのである。⁽³⁰⁾

さて、近代企業成立の指標は、工場生産の開始にもとめられる。そして、工場生産の基本的な特質は、機械体系にもとづく商品生産にみられるということができる。したがって、三重紡績所が近代企業として成立したことを明らかにするためには、同紡績所の機械について述べ

ることが必要である。ところで、近代企業については、その企業形態も問題になるのであり、三重紡績所の企業形態も検討されなければならない。

まず、三重紡績所の企業形態について、述べることにする。ところで、三重紡績所が生産を開始した頃の同紡績所の企業形態は、明らかでない。ここでは、主として同紡績所の明治一八年（一八八五）四月二四日付の株券

第壹七六号

大日本伊勢国三重郡川島村^{有限}責任 三重紡績所株式券状

伊勢国三重郡

略儀

今茲ニ私盟会同シ我政府ノ保護ヲ得テ創立スル三重紡績所ノ規則ニ遵ヒ当紡績所株金ノ内貳百五十円ヲ出金シ即チ壹株ノ株主タルコトヲ証スル為メ此株式券状ヲ交附致候也

但此株主券状ヲ売買譲与セント欲セハ当紡績所へ申立至当ノ検査ヲ受ケ許諾ヲ得テ此券状裏面ノ枠内へ頭取取締役記名調印ノ上授受スヘシ

明治十八年四月二十四日

三重紡績所

三重紡
績所印
頭取 伊藤 伝七 印
取締 川島 伝左衛門 印

を手掛として、この頃の企業形態を検討することとする。株券の内容は、次の通りである。⁽³¹⁾

右の株券の記載内容からすれば、三重紡績所は、企業形態的には、株式会社と関連をもつ企業であったということが出来る。ところで、三重紡績所が株式会社であったとすれば、それはどのような意味においてであるかが明確にされなければならない。このためには、同紡績所の企業形態が、株式会社の特質との関連において、検討されることを要する。株式会社⁽³²⁾の特質としては、まず全社員⁽³³⁾の有限責任制が基本的特質として挙げられ、之に由来するものとして、会社機関の存在および譲渡自由な等額株式制の二つの特質が理解され、譲渡自由な等額株式制と相関的な特質として、確定資本金制が示される。三重紡績所の場合、すでに掲げた株券に「^{有限}責任 三重紡績所：負担責任は有限であったということが出来る。会社機関としては、株券からも明らかのように、頭取および取締がおかれていた。しかし、株主は四人であったと思われるから、頭取・取締を選任する客観的な機関としての株主総会は、存在しなかったものと推測される。なお、頭

取の伊藤伝七は、九代伊藤伝七ではなくて、一〇代のそれである。九代伊藤伝七は明治一六年（一八八三）八月一二日に死去³⁴し、長男伝一郎が家督を継いで一〇代伊藤伝七となったのである。取締の川島伝左衛門は、三重県三重郡西日野村（現在の四日市市に属す）³⁵に居住し、酒造業を営んでいた。株式については、株券に「株金（資本金―藤津）ノ内式百五十円を出金シ即チ壹株……」にみられるように、等額株式制がとられたといふことができる。資本金は七万五千円であったとされているから、株式数は三〇〇株であったと解される。株式の譲渡については、株券に記載されているように、株式を譲渡せんとする株主がその旨を紡績所に申し出て「至当ノ検査ヲ受ケ許諾ヲ得」なければならぬことになっていた。すなわち、株式の譲渡は、これについて頭取および取締のもと適当な検査を受け、許諾をえることを必要としたものと解される。株式の譲渡は、これが単なる事務的な手続によってのみでは行われえないと解されることから、真の意味においては自由ではなかったといふことができる。株式の譲渡によって資本金には変化がないことから、確定資本金制は存在した。さて、株式の譲渡が

ならずしも自由でなかったこと、客観的な機関としての株主総会が存在しなかったと推測されることから、三重紡績所は未完成の株式会社であったといふことができる。しかも、同紡績所は、その株主が四人であったとされていることから、特異な株式会社であったものと解されるのである。ところで、以上述べてきた三重紡績所の企業形態は、明治一八年（一八八五）四月付の株券を主な手掛としてみたそれである。したがって、以上のことから直ちに、三重紡績所は、生産を開始した頃においても、企業形態的に未完成で・特異ではあるが株式会社であったとすることは、問題があるといわなければならない。次に、三重紡績所が生産を開始した頃の機械について、みることにする。作業機の主要なものとしては、綿花を打って枯葉や土砂などの不純物を除去するための打綿機一台、不純物が除去されたむしろ状の綿（lap）からひも状の綿すなわち篠（silver）をつくるための梳綿機五台、篠を引き伸して細い篠にするための練篠機一台、細い篠をさらに細い篠にし、これに撚をかけて粗糸（roving）をつくるための始紡機一台・練紡機二台、およびミュール精紡機四台があった。これらの作業機は、伝力機構に

よって動力機と結合し、動力機とともに機械体系を形成していたのである。動力機は、三〇馬力の水車であった⁽³⁸⁾。以上、三重紡績所の作業場には機械体系がみられたのであり、したがって同紡績所は、明治一五年(一八八二)九月機械体系にもとづいて綿糸を生産したということが出来る。つまり、三重紡績所は、このとき近代企業として成立したわけである。また、同紡績所は、明治一八年(一八八五)頃においては、未完成で・特異ではあるが株式会社形態をとった近代企業であったといえることができる。

(1) 起業基金は、起業公債の発行によってえられた政府財政資金であって、特別会計に属した。西南の役(明治一〇年二月―同年九月)平定によって国内の社会状況が安定してきたため、政府は富国のための従来からの殖産興業政策を一層促進することになった。このための資金調達の方法として、起業公債が発行されることになったのである。起業公債は、明治一一年(一八七八)五月大蔵省から公布された「起業公債証券発行条例」にもとづいて、発行された。この公債は、政府が国内で国民一般から公募した最初のものであった。ところで、起債額は一、二五〇万円であったが、発行価格は額面一〇〇円につき八〇円であったから、この公債の発行による政府収入は、一、二五〇万円の

八割に当る一、〇〇〇万円であった。この公債の払い込みは、明治一二年(一八七九)四月末をもって完了した。すでに述べたように、起業公債の発行による政府収入は一、〇〇〇万円であったが、発行経費が約一〇万円であったから、純収入は約九九〇万円となった。この九九〇万円は、起業基金として、築港・道路建設・疏水・鉄道建設・炭坑開修・鉱山開坑・勸業などに支出された。この支出額のうち、勸業のための支出すなわち「勸業経費」としての支出は明治一二年(一八七九)七月から二二年(一八八九)三月までの間に行われ、支出総額は約二六七万円に達した(以上、明治財政史編纂会(編)『明治財政史 第一巻 吉川弘文館 昭和四十六年(初版、明治三十七年)八九八、九〇〇―九〇一頁。明治財政史編纂会(編)『明治財政史 第八巻 吉川弘文館 昭和四十七年 二八九、四五五、四六五頁。』)

(2) 注(1) 以外の部分は、次の資料によった。

絹川太一 本邦綿糸紡績史 第二巻 日本綿業倶楽部 昭和一二年 一二頁。

通商産業省(編) 商工政策史 第一五巻 繊維工業 商工政策史刊行会 昭和四三年 一九頁。

なお、工部省に委託された一〇基の製作の事情について、簡単に触れることとする。一〇基のうちの一基は、明治一六年(一八八三)にその製作が完了し、下野紡績所(栃木県)に払い下げられた。しかし、その製作費は、イギリス製の紡績機械の購入価格(運賃込価格)の約二倍に達する

ものとなった。このような事情から、残る九基の製作は中止された(通商産業省(編) 商工政策史 第一五卷 二頁)。

(3) 絹川太一 本邦綿糸紡績史 第二卷 九頁。

(4) 絹川太一 本邦綿糸紡績史 第一卷 日本綿業倶楽部昭和十二年 九、二五、三九、一三三、一四二、一六二、一六七、一七〇、一八七、二七一、二七三、二八三、二八六、二九〇—二九一、三三二、三三九頁。

絹川太一 本邦綿糸紡績史 第二卷 一一二頁。

(5・6) 通商産業省(編) 商工政策史 第一五卷 一九—二〇頁。

(7) 三重県総務部地方課(編) 三重県町村合併誌 同課昭和三四年 二六、五三三頁。

(8) 「綿糸紡績機械設置ニ付御願」(絹川太一 本邦綿糸紡績史 第二卷 四三九—四四〇頁掲載)。

右の願書に添えられた三重県令の副申書「綿糸紡績器械設置方之義ニ付伺」(絹川太一 本邦綿糸紡績史 第二卷 四三七—四三八頁掲載)。

(9) 絹川太一 本邦綿糸紡績史 第二卷 四三四、四六七頁。

(10) 絹川太一 本邦綿糸紡績史 第二卷 四三六、四六六頁。

(11) 絹川太一 本邦綿糸紡績史 第一卷 二二—二三二頁。

(12) 絹川太一 本邦綿糸紡績史 第二卷 四四九頁。

(13) 内務卿松方正義から三重県令岩村定高に発せられた下許可の指令(絹川太一 本邦綿糸紡績史 第二卷 四四—四頁掲載)。

絹川太一 本邦綿糸紡績史 第二卷 四四—四頁。

(14) 「綿糸紡績機械設置ニ付御保護願」(絹川太一 本邦綿糸紡績史 第二卷 四四六—四四九頁掲載)。

(15) 岩村県令代理三重県大書記官下山尚から伊藤伝七宛の通達(絹川太一 本邦綿糸紡績史 第二卷 四五〇頁掲載)。

(16) 伊藤伝七外三名による紡績機械払下代金第二回延納願である「紡績機械御貸下代価延納之義再願」(明治一六年四月三〇日付)(絹川太一 本邦綿糸紡績史 第二卷 五〇—五〇五頁掲載)。

(17) 明治一三年(一八八〇)二月伊藤伝七らが県令を通じて内務省に提出した紡績機械払下願書に添えられた三重県令の副申書「綿糸紡績器械設置方之義ニ付伺」(絹川太一 本邦綿糸紡績史 第二卷 四三七—四三八頁掲載)。

(18) 内務省勧農局から「伊藤伝七外一人」宛の紡績機械到着に関する通達(絹川太一 本邦綿糸紡績史 第二卷 四五一—四五二頁掲載)。

(19) 絹川太一 本邦綿糸紡績史 第二卷 四五二、四五五頁。

(20) 紡績機械払下代金第一回延納願である「紡績機械御貸

(15) 三重紡績成立前史

- 下代価延納嘆願」(明治一六年一月二三日付)(絹川太一
本邦綿糸紡績史 第二卷 四九五―四九九頁掲載)。
- (21) 絹川太一 本邦綿糸紡績史 第二卷 四六四頁。
- (22) 三重県令岩村定高から伊藤伝七外一名に宛てた紡績機械払下代金並に払下代金年賦返納に関する通達(明治一六年一月二日付)(絹川太一 本邦綿糸紡績史 第二卷 四九四―四九五頁掲載)。
- (23) 三重県総務部地方課(編) 三重県町村合併誌 二六、四六一頁。
- (24) 絹川太一 本邦綿糸紡績史 第一卷 二一九頁。
- (25) 三重県総務部地方課(編) 三重県町村合併誌 二六、四六六―四六七頁。
- (26) 石川正竜の復命書(絹川太一 本邦綿糸紡績史 第二卷 四五六―四六〇頁掲載)。
- (27) 絹川太一 本邦綿糸紡績史 第二卷 四六九頁。
- (28) 絹川太一 本邦綿糸紡績史 第二卷 九一頁。
- (29) 絹川太一 本邦綿糸紡績史 第二卷 五一〇頁。
- (30) 注(27)―(29)以外の部分については、紡績機械払下代金第二回延納願である「紡績機械御貸下代価延納之義再願」(明治一六年四月三〇日付)(絹川太一 本邦綿糸紡績史 第二卷 五〇〇―五〇五頁掲載)によった。ただし、平野一郎の所属については、「彦根正三(編) 改正官員録 博公書院 明治一三年五月 二五頁」および「彦根正三(編) 改正官員録 同人 明治一四年一月 一四二頁」により、また石川正竜の所属については、「絹川太一 本邦綿糸紡績史 第一卷 二一九、二二二―二三三頁」によった。
- (31) 「株券」(絹川太一 本邦綿糸紡績史 第二卷 四七〇頁と四七一頁との間に掲載)。
- (32) 株式会社の特質は、「大塚久雄 株式会社発生史論 大塚久雄著作集 第二卷 岩波書店 昭和四四年」に述べられていてそれを検討した結果である。この検討・結果は、拙稿『セメント製造会社』と株式会社」(山城章先生退官記念論文集編集委員会(編) 経営と管理 中央経済社 昭和四八年 二三三―二五四頁)に述べられている。
- (33) 絹川太一 本邦綿糸紡績史 第二卷 四七六、五二二、五二六―五二七頁。
- (34) 絹川太一 本邦綿糸紡績史 第二卷 四六七頁。
- (35) 三重県総務部地方課(編) 三重県市町村合併誌 二六、五三三頁。
- (36) 絹川太一 本邦綿糸紡績史 第二卷 四八三頁。
- (37) 絹川太一 本邦綿糸紡績史 第二卷 四七六、五二二頁。
- (38) 三重紡績所の「工場図」(絹川太一 本邦綿糸紡績史 第二卷 四六四頁と四六五頁との間に掲載)。
明治一九年自七月二日 第一回半期営業 三重紡績会社。
(一橋大学教授)